

社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人野洲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 理事たる会長 月額 80,000 円

(2) 理事、監事 日額 3,000 円

2 理事たる会長が月の途中で就任したときは、その職について日から日割りにより報酬を支給する。また、任期満了や辞任等によりその職を離れたときは、その日までの報酬を日割りにより支給する。

3 前項の日割り計算の方法は、報酬月額をその月の現日数により除して得た額（1円未満の端数が生じたときは四捨五入）を日額とし、その月の在職日数に応じて支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が、その職務のために市外に出張したときは、別に定める役職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。